

# 規制の事後評価書

法 令 の 名 称 : 電波法及び放送法の一部を改正する法律

規 制 の 名 称 : 電波の公平な利用の確保に関する事項の開設指針等への追加

規制導入時の区分 : 新設 拡充 緩和 廃止

担 当 部 局 : 総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

評 価 実 施 時 期 : 令和8年1月

## 1 事後評価結果の概要

### ＜規制の内容＞

電波の公平な利用（できるだけ多くの者が電波を利用すること、免許人の間で使用する周波数の幅に均衡がとれていること等）の一層の確保のため、特定基地局の開設に当たり総務大臣が定める開設指針及び特定基地局を開設しようとする者が策定し総務大臣の認可を受ける開設計画において、電波の公平な利用の確保に関する事項の記載を法律上明確化した。具体的には、開設指針の記載事項として、

- ① 特定基地局を開設しようとする者の区分（既に開設されている電気通信業務用基地局の免許人であるか否か等を勘案して設定）ごとに割り当てる周波数の幅の上限
- ② （周波数の割当てを受けられなかった者への対応として）認定に係る周波数について他者業務への利用の確保に係る事項

等の電波の公平な利用を確保するための措置に関する事項を追加し、また、②への対応として講ずる予定の措置を開設計画の記載事項として追加した。

### ＜今後の対応＞

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

### ＜課題の解消・予防の概況＞

- おおむね想定どおり
- 想定を下回るが、対応の変更は不要
- 想定を下回り、対応の変更が必要
- 想定を設定していないが、対応の変更は不要
- 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

### ＜遵守費用の概況（新設・拡充のみ）＞

- おおむね想定どおり
- 想定を上回るが、対応の変更は不要
- 想定を上回り、対応の変更が必要
- 想定を設定していないが、対応の変更は不要
- 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

## ＜行政費用の概況＞

- おおむね想定どおり
- 想定を上回るが、対応の変更は不要
- 想定を上回り、対応の変更が必要
- 想定を設定していないが、対応の変更は不要
- 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

## 2 事前評価時の予測との比較

### ＜効果（課題の解消・予防）＞

		算出方法と数値
①	事前評価時	— (本制度により、電波の「利用の機会」がより多くの者に与えられる、電波の割当てを受けた者による他者業務への利用が促進される等により、電波の公平な利用の一層の確保が期待される。)
	事後評価時	改正法施行後に行われた周波数割当てに係る開設指針において、電波の割当てを受けた者による電波の公平な利用を確保するための措置に関する事項が規定されており、当該指針に基づき開設計画の認定が2件行われた。 なお、電波の利用状況調査の結果、令和3年度末から令和5年度末までの間で、ネットワークを借りて携帯電話サービスを提供する事業者（MVNO）の数は約160増加し、また、MVNOの契約者数は約790万増加している。

### ＜負担＞

#### ■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	— (本制度は、電波の公平な利用の確保に関する事項を開設指針に記載するに当たり、これまでバスケット条項（特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項）（電波法第27条の12第2項第9号）を根拠として申請者に記載を求めていたところ、当該事項の記載根拠を法律に規定して明確化することとしたものに過ぎず、本改正の前後で申請者が申請を行う際の負担を大きく変化させるものではないため、大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。)
	事後評価時	事前評価時記載のとおり、従来バスケット条項を根拠に申請者に記載を求めてきた事項について、記載根拠を法律上明確化したものに過ぎず、本改正の前後で申請書に記載すべき事項に変更はないことから、追加費用は発生していない。

## ■行政費用

		算出方法と数値
①	事前評価時	<p>（本制度は、電波の公平な利用の確保に関する事項を開設指針に記載するに当たり、これまでバスケット条項（特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項）（電波法第27条の12第2項第9号）を根拠として申請者に記載を求めていたところ、当該事項の記載根拠を法律に規定して明確化することとしたものに過ぎず、本改正の前後で開設計画の認定審査にかかる負担を大きく変化させるものではないため、大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。）</p>
	事後評価時	<p>事前評価時記載のとおり、従来バスケット条項を根拠に申請者に記載を求めてきた事項について、記載根拠を法律上明確化したものに過ぎず、本改正の前後で申請に係る審査内容に変更はないことから、追加費用は発生していない。</p> <p>また、本制度についての開設計画の申請予定者への周知については、通常の許認可関係業務の範囲で行っているものであり、費用の増加は生じていない。</p>

## 3 考察

上述のとおり、改正法施行後の開設計画の認定は問題なく行われている一方で、本規制による追加費用は発生していないことから、本規制は妥当であり、対応変更は不要であると考えられる。

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：電波法及び放送法の一部を改正する法律

規制の名称：電波の公平な利用の確保に関する事項の開設指針等への追加

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

評価実施時期：令和4年1月

## 1 規制の目的、内容及び必要性

### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5~10年後のことと想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。  
(現状をベースラインとする理由も明記)

#### 【現行制度】

現行制度では、電気通信業務用基地局のうち電波の公平かつ能率的な利用を確保するためその円滑な開設を図ることが必要と認められるものを「特定基地局」と位置付けた上で、

- ・ 総務大臣が特定基地局の開設に関する指針である「開設指針」を定め（電波法（昭和25年法律第131号）第27条の12第1項）、
  - ・ 特定基地局を開設しようとする者は、特定基地局の開設に関する計画（以下「開設計画」という。）を作成して総務大臣の認定（電波法第27条の13第1項）を受けることができることとし、
  - ・ 認定を受けた者は、認定の有効期間中、認定を受けた開設計画（以下「認定計画」という。）に従い開設する特定基地局の免許について排他的な申請（当該認定に係る周波数の他者利用を排除）をすることができる（電波法第27条の17）
- こととしている。

#### 【規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）】

電波の公平な利用（できるだけ多くの者が電波を利用すること、免許人間で使用する周波数の幅に均衡が取れていること等）は電波法の目的の一つであり、有限希少な電波の割当てを受けられる者は限られることから、その確保は重要である。

従来の開設指針では、電波の公平な利用の確保に関する事項は、バスケット条項（特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項）（電波法第27条の12第2項第9号）に基づき規定していたが、今回、周波数の再割当てに係る制度の整備に伴い、開設計画の認定の有効期間を、現行の

「5年を超えない範囲」から「10年を超えない範囲」に延長することにより、認定開設者（開設計画の認定を受けた者をいう。以下同じ。）が認定に係る周波数を排他的に利用できる期間が長延化するため、長期間の排他的利用が認められる当該周波数の電波の公平な利用を確保することが一層必要となる。

現行制度を維持する限り、この状況は、今後も継続するため、電波の公平な利用の一層の確保が行われていない状態をベースラインとする。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及び課題の発生原因】

上記①のとおり。

【課題解決手段の検討】

電波の公平な利用の一層の確保のため、電波の公平な利用の確保に関する事項について、開設指針及び開設計画の記載事項として法律上明確化することが適当である。

【規制の内容】

開設指針の記載事項として、

- ・ 特定基地局を開設しようとする者の区分（既に開設されている電気通信業務用基地局の免許人であるか否か等を勘案して設定）ごとに割り当てる周波数の幅の上限
- ・ （周波数の割当てを受けられなかった者への対応として）認定に係る周波数について他者業務への利用の確保に係る事項（具体的には、当該特定基地局の電気通信設備を用いた接続・卸役務提供の促進に関する事項）

等の電波の公平な利用を確保するための措置に関する事項を追加する。

また、開設指針に「接続・卸役務提供の促進に関する事項」等を定めることに対応し、開設計画の記載事項として、「接続・卸役務提供の促進に関する措置その他の電波の公平な利用を確保するための措置として講ずる予定のもの」を追加する。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

#### （遵守費用）

本制度は、電波の公平な利用の確保に関する事項を開設指針に記載するに当たり、これまでバスケット条項（特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項）（電波法第27条の12第2項第9号）を根拠として申請者に記載を求めていたところ、当該事項の記載根拠を法律に規定して明確化することとしたものに過ぎず、本改正の前後で申請者が申請を行う際の負担を大きく変化させるものではないため、大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。

#### （行政費用）

上述のとおり、本制度は、電波の公平な利用の確保に関する事項を開設指針に記載するに当たり、これまでバスケット条項（特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項）（電波法第27条の12第2項第9号）を根拠として申請者に記載を求めていたところ、当該事項の記載根拠を法律に規定して明確化することとしたものに過ぎず、本改正の前後で開設計画の認定審査にかかる負担を大きく変化させるものではないため、大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。

### ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和することで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

（規制緩和でないため、該当せず。）

## ◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。

詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

### 3 直接的な効果（便益）の把握

#### ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

本制度により、電波の「利用の機会」がより多くの者に与えられる、電波の割当てを受けた者による他者業務への利用が促進される等により、電波の公平な利用の一層の確保が期待される。

#### ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

（金銭価値化が可能でないため、該当せず。）

#### ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（規制緩和するものではないため、該当せず。）

### 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

#### ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。  
※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本改正により、電波の「利用の機会」がより多くの者に与えられるほか、電波の割当てを受けた者による他者業務への利用が促進される等により電波の公平な利用が一層確保されることで、様々な電波の利用方法が検討され、有限希少な電波のより有効な利用が実現されることが期待される。

## 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

上記のとおり、遵守費用及び行政費用については大幅な追加費用は発生しないものと考えられる一方で、本制度により、電波の「利用の機会」がより多くの者に与えられる、電波の割当てを受けた者による他者業務への利用が促進される等により、電波の公平な利用や電波の有効利用の一層の確保が期待される。

これを踏まえ、本制度により得られる便益は、本制度の導入に伴う費用を上回ることが見込まれるため、本制度の導入は妥当と考えられる。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

電波の公平な利用の確保のために、特定基地局を開設しようとする者に対して周波数を一律に割り当て、接続・卸役務提供を義務付けることも考えられるが、電波の公平な利用の確保は、電波の有効利用、その特性等を踏まえて適切に実施する必要がある。本制度と比較して、柔軟な対応が実施できないことから、現時点では、この代替案を適用することは適切ではない。

## 7 その他の関連事項

### ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

令和2年11月から開催された有識者懇談会である「デジタル変革時代の電波政策懇談会」において、オブザーバである携帯電話等事業者に意見発表の機会を設けて丁寧に議論を進めるとともに、報告書案に対する意見募集も実施した上で、令和3年8月に報告書が取りまとめられており、本制度は当該報告書を踏まえたものである。

(参考) デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（令和3年8月取りまとめ）抜粋

- ・「電波の公平かつ能率的な利用の確保による公共の福祉の増進」を実現するために、電波政策において利用者視点を踏まえていくことが重要であり、電波の有効利用とは、技術的視点だけでなく、経済的・社会的視点も含めて判断されるべきものである。
- ・電波はモバイル市場における競争の源泉であり、公正競争の確保により、モバイル市場が活性化し、その結果、料金の低廉化、サービスの多様化などの恩恵をより多くの利用者が受けられることは、電波法第1条で規定する電波の有効利用（「電波の公平かつ能率的な利用」）の目的である「公共の福祉を増進すること」につながると考えられる。
- ・また、電波は有限希少であるため、参入が物理的に制限されざるを得ないという側面もあり、それゆえに、通常の市場と比較して、競争促進的な措置をより積極的に講じる必要性は高いと考えられる。
- ・そのため、電波法の目的を踏まえつつ、電気通信事業法に基づく競争政策とも連携し整合性を確保しながら政策展開を実施することは今後も必要であり、移動通信事業者に対する周波数の割当てに当たっては、引き続き、MVNO（仮想移動体通信事業者）に関する事項をはじめ、公正競争の確保につながる取組を評価項目に盛り込むことが適当である。また、周波数の割当ては、MNO（移動通信事業者）間の競争力の重要な構成要素となっている。そのため、周波数の割当てに当たっては、公正競争を確保する観点から、諸外国のオーフン・オペレーターなどの例を参考に、例えば、周波数キャップ制度や新規参入を優遇する仕組みなどを必要に応じて導入することが適当である。

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

改正法の施行後 3 年を目途として事後評価を実施し、特定基地局に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

本制度導入後の電波の利用状況調査において、その利用状況を確認する。